

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省31-6)

別紙1

施策名	目標1-3 気候変動の影響への適応策の推進										担当部局名	地球環境局 気候変動適応室	作成責任者名 (※記入は任意)	高橋一彰	
施策の概要	気候変動適応法(平成30年法律第50号)及び気候変動適応計画(平成30年11月閣議決定)に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。										政策体系上の位置付け	2. 地球環境の保全			
達成すべき目標	気候変動影響による被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。										目標設定の考え方・根拠	・気候変動適応法(平成30年法律第50号) ・気候変動適応計画(平成30年11月27日閣議決定)		政策評価実施予定時期	令和2年6月
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
					28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
1 気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画を策定した都道府県・政令指定都市数	-	-	67	令和5年度	-	-	-	-	-	-	-	-	気候変動適応法(平成30年法律第50号。以下「法」という。)第12条において、都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を立案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画という。)を策定するよう努めるものとする規定されているため。また、法附則第5条「適応法の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」に則って、目標年度を5年後の令和5年度とした。		
2 気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターを確保した都道府県数	-	-	47	令和5年度	-	-	-	-	-	-	-	-	法第13条において、都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点(地域気候変動適応センター)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする規定されているため。また、法附則第5条「適応法の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」に則って、目標年度を5年後の令和5年度とした。		
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
					28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
3 気候変動影響評価報告書の作成と、気候変動適応計画の策定・見直し	-	-	-	-	-	-	法に基づく気候変動適応計画の策定／法に基づく気候変動影響評価報告書の作成開始	気候変動影響評価報告書の策案作成	適応法に基づく気候変動影響評価報告書の作成	気候変動適応計画の見直しの検討	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集の開始	法第7条において、政府は気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画(以下「気候変動適応計画」という。)を定めなければならないものと規定されている。また、法第9条において、環境大臣は、おおむね5年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成しなければならないものとされている。そして、法第8条において、気候変動適応計画は、最新の当該報告書等を立案して見直ししていくこととされているため。			
					適応計画のフォローアップ方法の検討	適応計画のフォローアップの試行	法に基づく気候変動適応計画の策定								

4 気候変動影響評価・適応計画策定の協力プロジェクトを行った国の数	2	平成26年度	10	令和元年度	6	8	8	10	10	-	-	法第18条において、政府は気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その他の国際協力を推進するよう努めるものと規定されている。 また気候変動適応計画(平成30年11月閣議決定)において、開発途上国への支援は基本戦略の一つとして定められており、アジア太平洋地域において気候変動における影響評価支援等によって適応計画策定等の政策に貢献することとしているため。
					6	8	8					
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年度 行政事業レ ビュー 事業番号					
	28年度	29年度	30年度	令和 元年度								
(1) 気候変動影響評価・適応推進事業	391 (348)	702 (683)	850 (838)	865	1,2,3,4	<p>国内における気候変動適応の推進</p> <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における適応の取組を促進するため、地域適応コンソーシアム事業において、地域ニーズに基づいた気候変動影響の予測・評価等を引き続き実施する。 平成30年に作成した地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドラインを周知する。 地域適応支援ツールの作成により地方公共団体の適応の取組を支援するとともに、地方公共団体適応担当者、民間事業者や国民の適応に対する理解を促進する。 地域気候変動適応センターを支援し、地域における気候変動に関する情報収集等を推進する。 国の適応計画のフォローアップを行い、その過程で明らかになった課題等の整理を行う。 気候変動適応計画のPDCAサイクル確立のための情報収集を行う。 気候変動影響に関する最新の科学的知見を収集・整理し、気候変動影響評価報告書の素案を作成する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の気候変動の影響評価および適応計画策定を促進する。 適応計画のフォローアップにより、施策の実施状況を把握する。 気候変動の影響評価に関する最新知見を得る。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドラインの周知、地域適応支援ツールの作成により、地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定、適応の取組を効果的に促進する。 適応計画のフォローアップにより、適応施策の進捗を適切に把握し、気候変動の影響評価及び適応計画の必要に応じた見直しに反映させることができる。 5つの分野別WGIによって、第2次気候変動影響評価に必要な気候変動影響や適応に関する最新の科学的知見を収集することができる。 地域適応コンソーシアム事業において、地域ニーズに基づいた気候変動影響の予測・評価を実施することで地域の実情に応じた適応の取組を促進する。 地域気候変動適応センターの地域における気候変動影響等の情報収集を支援することで、センター活動の確立及び地方公共団体の地域気候変動適応計画の充実に寄与することができる。 <p>適応にかかる開発途上国の支援</p> <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 国家・地方適応計画策定を視野に入れた気候変動影響評価を各国(インドネシア、モンゴル、タイ、フィリピン、ベトナム、太平洋小島嶼国等)政府機関及び研究機関等と協働して実施する。 日本の適応計画作成の過程で行った気候変動影響評価の経験・知見を基に、アジア太平洋諸国を対象とした気候変動影響評価及び適応計画策定に関する能力向上ワークショップを開催する。 気候リスク情報基盤整備を図っていくためのアジア太平洋気候変動適応プラットフォーム(AP-PLAT)を構築していく。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国の科学的知見を活用した人材育成及び日本の適応計画策定の知見共有を通じて、各国の適応計画策定等に貢献する。 アジア太平洋気候変動適応プラットフォーム(AP-PLAT)の構築を通じて、国際的に適応を推進していくための気候リスク情報基盤を整備する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> インドネシア: 政府関係者・研究者を中心としたコンソーシアムを構築し気候変動の影響評価を行い、北スマトラ州、東ジャワ州等の地方適応計画策定における科学的根拠の基礎として寄与する。 モンゴル: 日本・モンゴル両国の気候変動適応分野の政府関係者・研究者を中心としたコンソーシアムを構築し、適応計画策定にかかる影響評価を行う。 太平洋小島嶼国: 我が国技術の適応分野への活用を踏まえた調査研究を行う。 アジア太平洋地域: 気候変動影響評価・適応計画の能力向上に関するワークショップの開催、APANフォーラムなどを活用した人材育成を行う。 タイ: AP-PLATの一環として、タイ国内の適応情報プラットフォーム構築支援を行う。 ベトナム: ハイフォン、フエ、ダナン地域を対象として、気候変動リスク情報の収集、地方の適応・開発計画への主流化を支援する。 二国間協力で得られたデータセットなどにより、アジア太平洋気候変動適応プラットフォーム(AP-PLAT)を構築する。 	086					
施策の予算額・執行額	391 (348)	702 (683)	850 (838)	865	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	気候変動適応法(平成30年法律第50号) 気候変動適応計画(平成30年11月27日閣議決定)						